

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方 意見募集について



受動喫煙防止対策強化の必要性

- 受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが科学的に明らか。
(例 肺がん、乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患 等)
- 3割を超える非喫煙者が飲食店や職場で受動喫煙に遭遇しており、
望まない受動喫煙を防止することが求められている。
- 近年のオリンピック・パラリンピック開催都市では、屋内を全面禁煙とするなど、法律や条例で罰則を伴う受動喫煙防止対策を講じている。



都民の健康増進の観点から、また、オリンピック・パラリンピックのホストシティとして、受動喫煙防止対策をより一層推進していくため、「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」の基本的な考え方を策定。

目的

目的

- 受動喫煙の健康影響を未然に防止し、都民の健康の確保を図ること

条例において定めること

- 望まない受動喫煙の防止、未成年者の保護
→ 都民、保護者等の役割
- 多数の人が利用する施設等は**原則屋内禁煙**（一定の場所を除く）
→ 対象施設、喫煙禁止場所の範囲、施設管理者の役割



基本的な考え方のポイント

たばこの定義

- 一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象

喫煙禁止場所の範囲

- 多数の人が利用する施設等を「原則屋内禁煙」

施設等の利用者・管理者に求めること

- 利用者に対して、施設の区分に応じた喫煙禁止場所で、喫煙を禁止
- 管理者に対して、施設等の入口付近に喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務付け

実効性の担保

- 違反した喫煙者本人や施設管理者に対しては、罰則（5万円以下の過料）を適用

条例の施行時期

- 2019年ラグビーワールドカップに間に合うよう施行

対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲①

- 施設等の設置目的・性質、主たる利用者、利用者による施設選択の可否等を勘案し、以下のとおり分類

施設の類型	
医療施設	敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設
小学校、中学校、高等学校	
児童福祉施設	
官公庁	屋内禁煙（喫煙専用室設置も 不可 ） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が難しい施設
老人福祉施設	
大学、体育館	

対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲②

ホテル、旅館（客室を除く）	<p>原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）</p> <p>利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、嗜好性が強い施設</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>面積30㎡以下で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店 →利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない</p> </div>	
事業所（職場）		
娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル		
飲食店		食堂、ラーメン店等
		居酒屋等
	バー、スナック等	
バス、タクシー、航空機	車内禁煙（喫煙専用室設置も 不可 ）	
鉄道、船舶	原則車内禁煙（喫煙専用室設置可）	

ご意見を募集します

意見募集の期間

- 平成29年9月8日（金）～10月6日（金）

基本的な考え方の閲覧

- ホームページ、都庁本庁舎（都民情報ルーム）

意見提出方法

- フォームメール、郵送、FAX

意見提出先

- 福祉保健局

